

日本救急看護学会雑誌 専任査読委員選出内規

2023年11月15日 理事会承認

第1条 専任査読委員の選出と任命

編集委員会は、正会員の中から投稿論文の査読を行う専任査読委員を募り、検討を経て理事会に推薦する。理事会はこれを審議決定し、代表理事が任命する。

2 専任査読委員は、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1) 本会の会員歴が通算3年以上である者。
- 2) 5年以上の臨床経験(うち、2年以上は救急看護領域での臨床経験とする)、もしくは大学院生の期間を除く5年以上の研究歴(救急看護に関連する研究の実施または指導に関わった経験がある)を有する者。
- 3) 査読のある学術雑誌に、筆頭著者もしくは責任著者として1編以上の公開された看護研究業績を有し、申請用紙に示すいずれかのテーマ、研究方法の査読が可能な者。
- 4) 査読依頼があった場合は、特段の事由がない限り受諾することとし、最低1年度に論文1編～2編の査読の任務を果たすことができる者。

3 ただし、上記の3)の要件を満たさない場合であっても、救急看護における臨床経験が10年以上あり、編集委員会が専任査読委員として相応しいと判断した場合は、理事会に推薦することができる。

第2条 専任査読委員の任期

専任査読委員の任期は4年とする。但し、再任は妨げない。

第3条 専任査読委員の任務

専任査読委員は、別途定める査読ガイドラインに沿って査読を行う。

以上